

様式第 1 (第 3 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗届出書

2000 年 月 日

都道府県知事殿

スーパー株式会社 代表取締役  
住所 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 3 - 1

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称： スーパー × × 店  
所在地： 県 市 × × 町 1 - 3 - 1
- 2 スーパー株式会社 代表取締役  
住所 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 3 - 1
- 3 新設日：平成 年 月 日
- 4 店舗面積：1,646 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数：70 台、位置：別紙のとおり
  - (2) 駐輪場の収容台数：95 台、位置：別紙のとおり (省略)
  - (3) 荷さばき施設の面積：23 m<sup>2</sup>、位置：別紙のとおり (省略)
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量：(省略)
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 開店時刻：10:00、閉店時刻：19:30
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯：9:45 ~ 19:45
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数：付設駐車場 出入口 2 箇所、隔地駐車場 出入口 1 箇所  
位置：別紙のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯：(省略)



P 駐車場

- 添付書類 -

- 一．登記簿の謄本  
省略
- 二．主として販売する物品の種類  
省略
- 三．建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面  
省略
- 四．必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠  
＜添付書類：大規模小売店舗立地法施行規則 第四条第一項第四号＞
- 五．駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項  
＜添付書類：大規模小売店舗立地法施行規則 第四条第一項第五号＞
- 六．来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法  
＜添付書類：大規模小売店舗立地法施行規則 第四条第一項第六号＞
- 七．荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯  
省略
- 八．～十二．  
省略

< 添付書類：大規模小売店舗立地法施行規則 第四条第一項第四号 >

必要な駐車場の収容台数を算出するための  
来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

( 1 ) ピーク時における自動車来台数 103 台

( 2 ) 必要駐車台数 67 台

[ 算出根拠：指針に示す計算式及び原単位等の値に基づき算出 ]

店舗面積：1,646 m<sup>2</sup>

当該店舗の設置地域（管轄市）人口：259 万人

当該店舗設置地域の用途地域：商業地域及び近隣商業地域以外

A：店舗面積当たり日来店客数原単位 1,334 ( 人 / 千 m<sup>2</sup> )

B：ピーク率 15.7 %

C：自動車分担率 60 ( % )

D：平均乗車人員 2.0 ( 人 / 台 )

E：平均駐車時間係数 0.651

< 添付書類：大規模小売店舗立地法施行規則 第四条第一項第五号 >

駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の  
予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数  
及び位置を設定するために必要な事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するにあたり、自動車の方向別台数を予測し、当該駐車場形式を踏まえて出入口の数及び位置を検討した。

( 1 ) 当該店舗駐車場概要

- ・ 駐車可能台数：70台（店舗付設駐車場35台、隔地駐車場35台）
- ・ 駐車場形式：平面自走式駐車場
- ・ 出入口：付設駐車場 出入口2箇所（店舗北側 出入口1、店舗西側 出入口2）  
隔地駐車場 出入口1箇所（駐車場東側）  
（付設・隔地共にゲート無し）

( 2 ) 方向別自動車台数の設定

来客の自動車の方向別台数については、以下の手順に従って算出した。具体的には、来店者の分布範囲における人口分布を考慮し、各出入口の来客の自動車の方向別台数を算定した。

- 1) 来店者の分布範囲の設定
- 2) アクセス経路の設定
- 3) 来店者の分布範囲の分割（ゾーニング）
- 4) ゾーン別世帯数構成比の推計
- 5) 方面別ピーク時自動車来台数の設定
- 6) 方向別自動車台数の設定

1) 来店者の分布範囲の設定

来店者の分布範囲は店舗を中心とし、概ね河川までの距離となる半径 1.5 kmの範囲とした。

2) アクセス経路の設定

A) 広域アクセス経路

国道 号、県道 号、県道 号の3経路（図参 - 1参照）

B) 周辺アクセス経路

- ・ 広域アクセス経路が県道 号の場合：店舗北側の道路
- ・ 広域アクセス経路が県道 号の場合：店舗西側の道路
- ・ 広域アクセス経路が国道 号の場合：県道 号の場合と同様（店舗西側道路）

3) 来店者の分布範囲の分割（ゾーニング）

図参 - 1に示す通りとした。

4) ゾーン別世帯数構成比の推計

表参 - 1 ゾーン別世帯数構成比  
(単位：世帯)

ゾーン	ゾーン別世帯数 (構成比)
北方面	14,159 (41.6%)
南方面	19,900 (58.4%)
計	34,059 (100.0%)

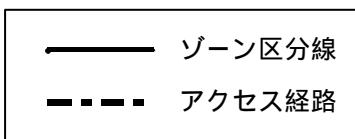
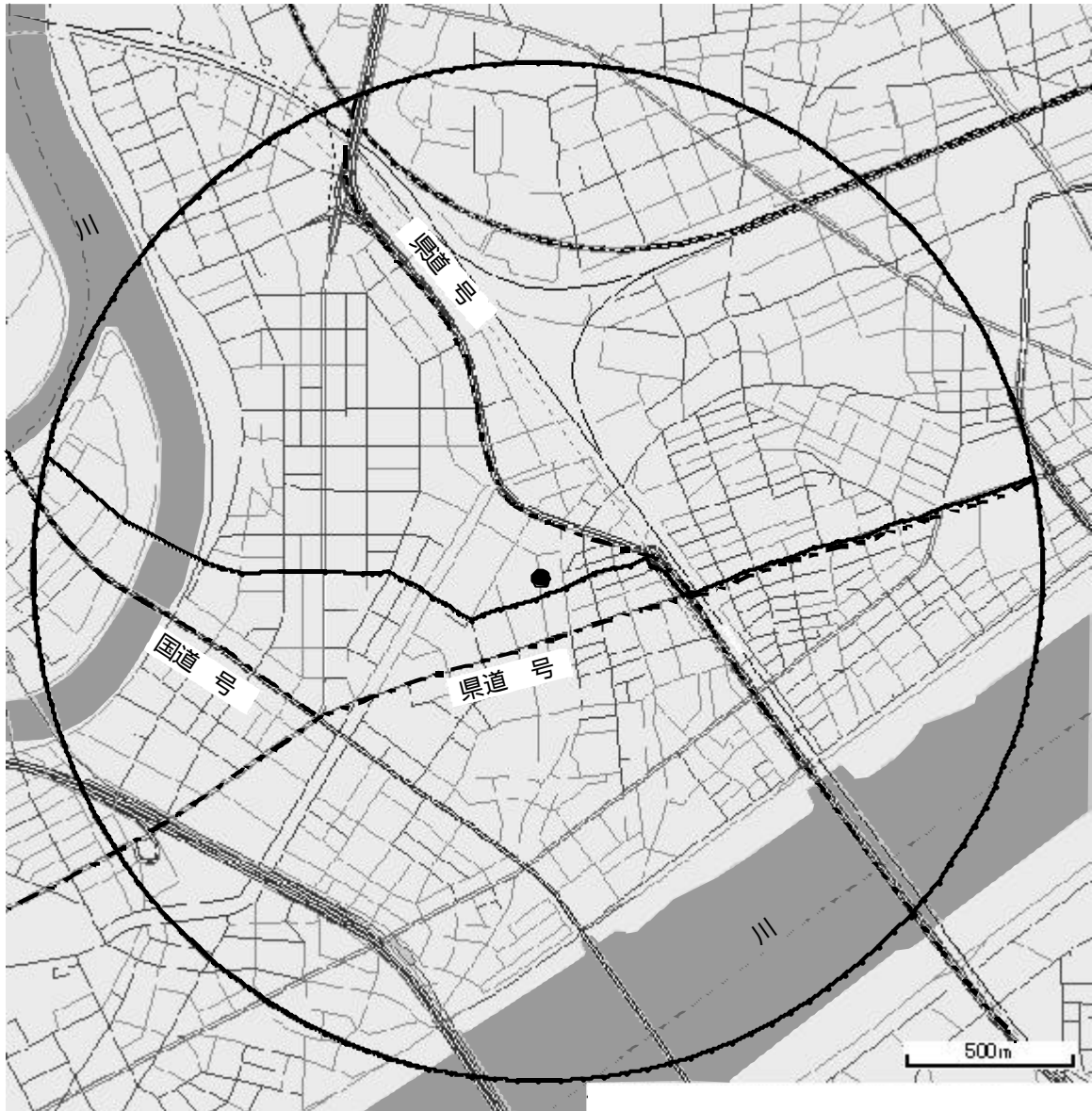
5) 方面別ピーク時自動車来台数の設定

表参 - 2 方面別ピーク時自動車来台数  
(単位：台)

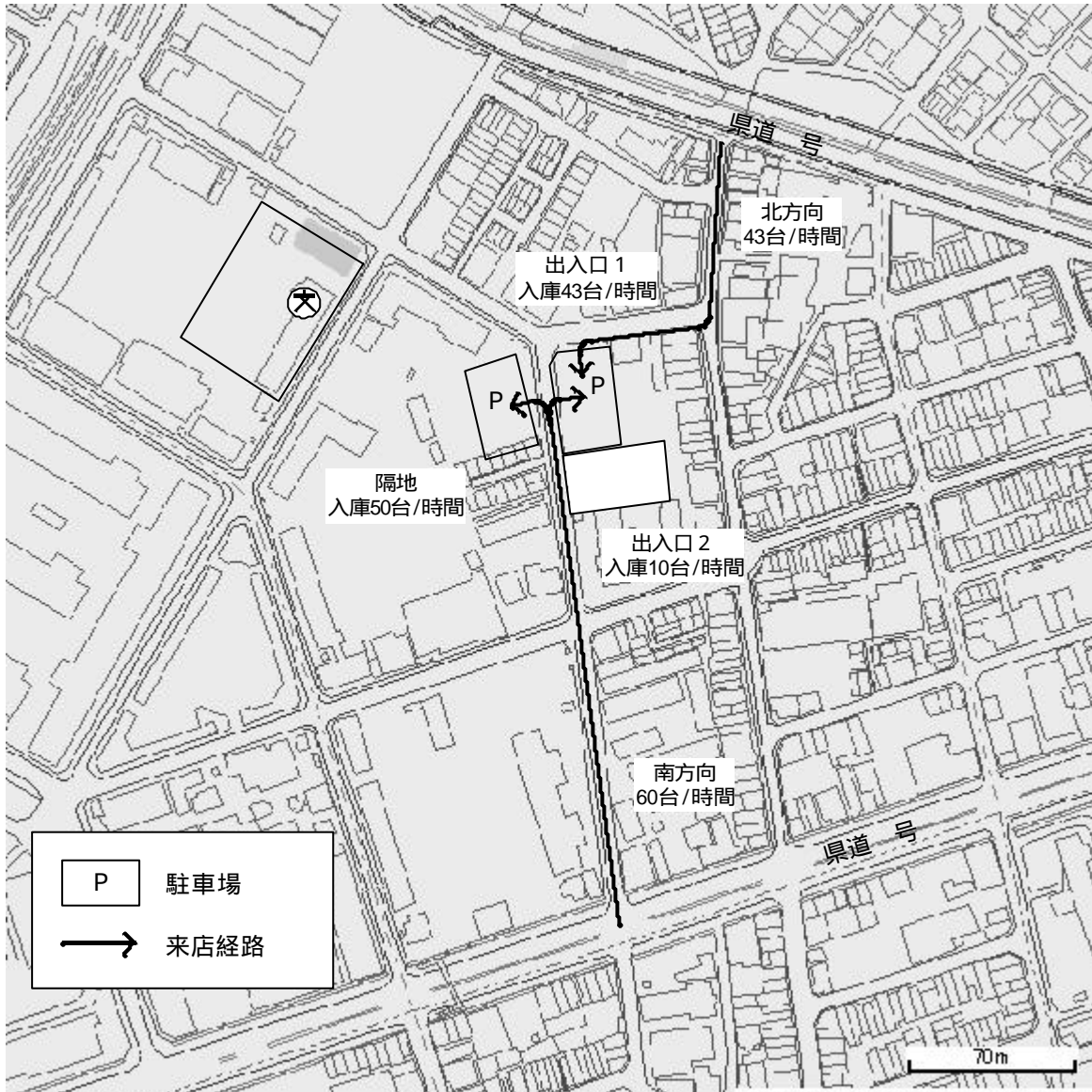
ゾーン	方面別自動車来台数 (構成比)
北方面	43 (41.6%)
南方面	60 (58.4%)
計	103 (100.0%)

6) 方向別自動車台数の設定

図参 2に示すとおり設定した。



図参 - 1 来店者の分布範囲（半径 1.5km）における幹線道路網（アクセス経路）



図参 - 2 方向別自動車台数



( 3 ) 出入口の入庫台数の検討

アクセス経路は図参 - 2に示す通りと仮定し、その経路の下で各出入口への入庫台数を算出すると以下の通りとなった。

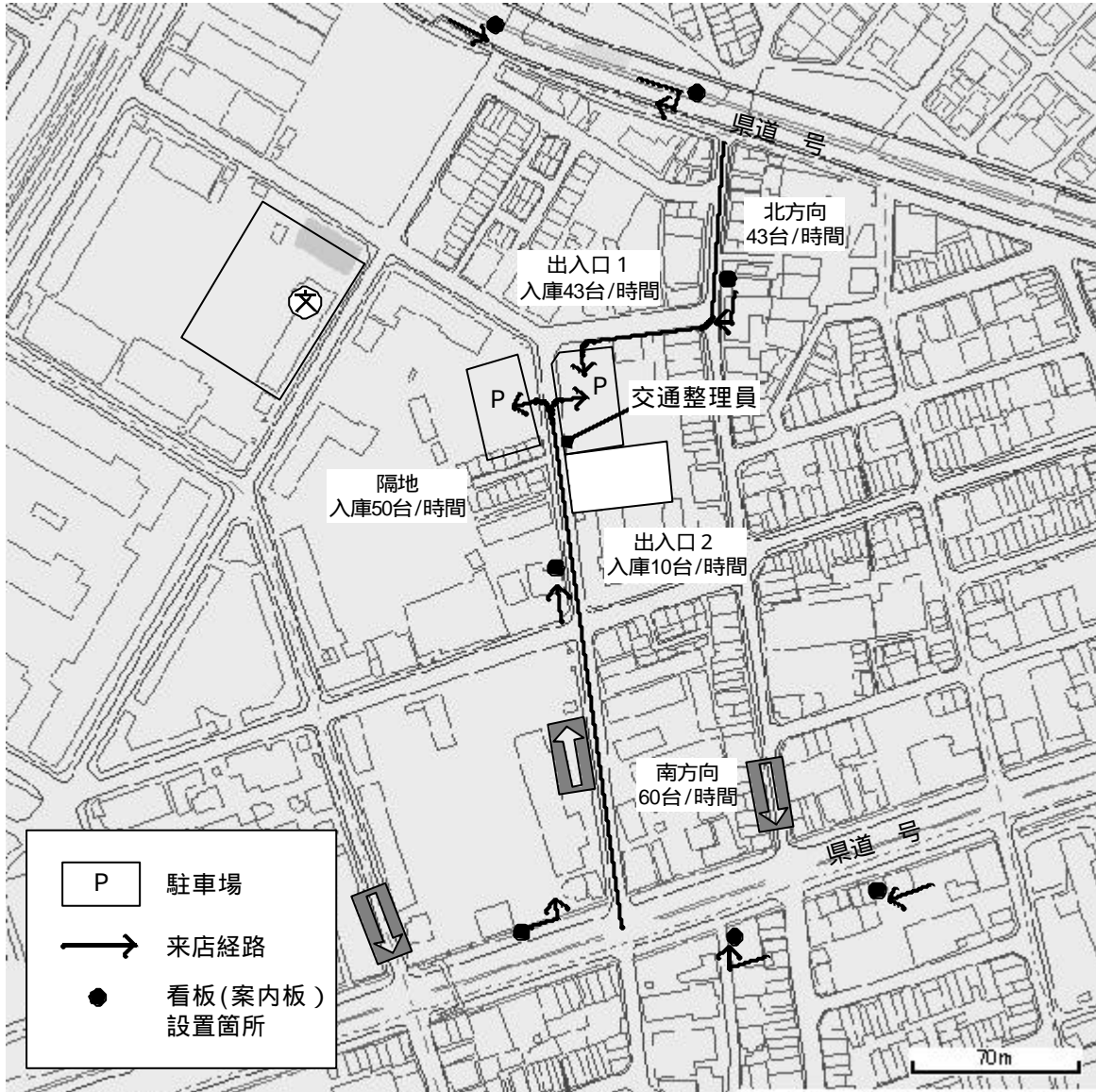
表参 - 3 各出入口の入庫台数

出入口	入庫台数
1 ( 店舗北側 )	43
2 ( 店舗西側 )	10
隔地駐車場	50
計	103

( 4 ) 出入口の数及び位置の検討

当該駐車場は、店舗が面する全ての道路に対して出入口が設けてあり、一方通行規制に従ってスムーズな入出庫が可能である。したがって、出入口の数及び位置については特に問題ないと考えられる。

< 添付書類：大規模小売店舗立地法施行規則 第四条第一項第六号 >



様式第 1 (第 3 条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

大規模小売店舗届出書

2000 年 月 日

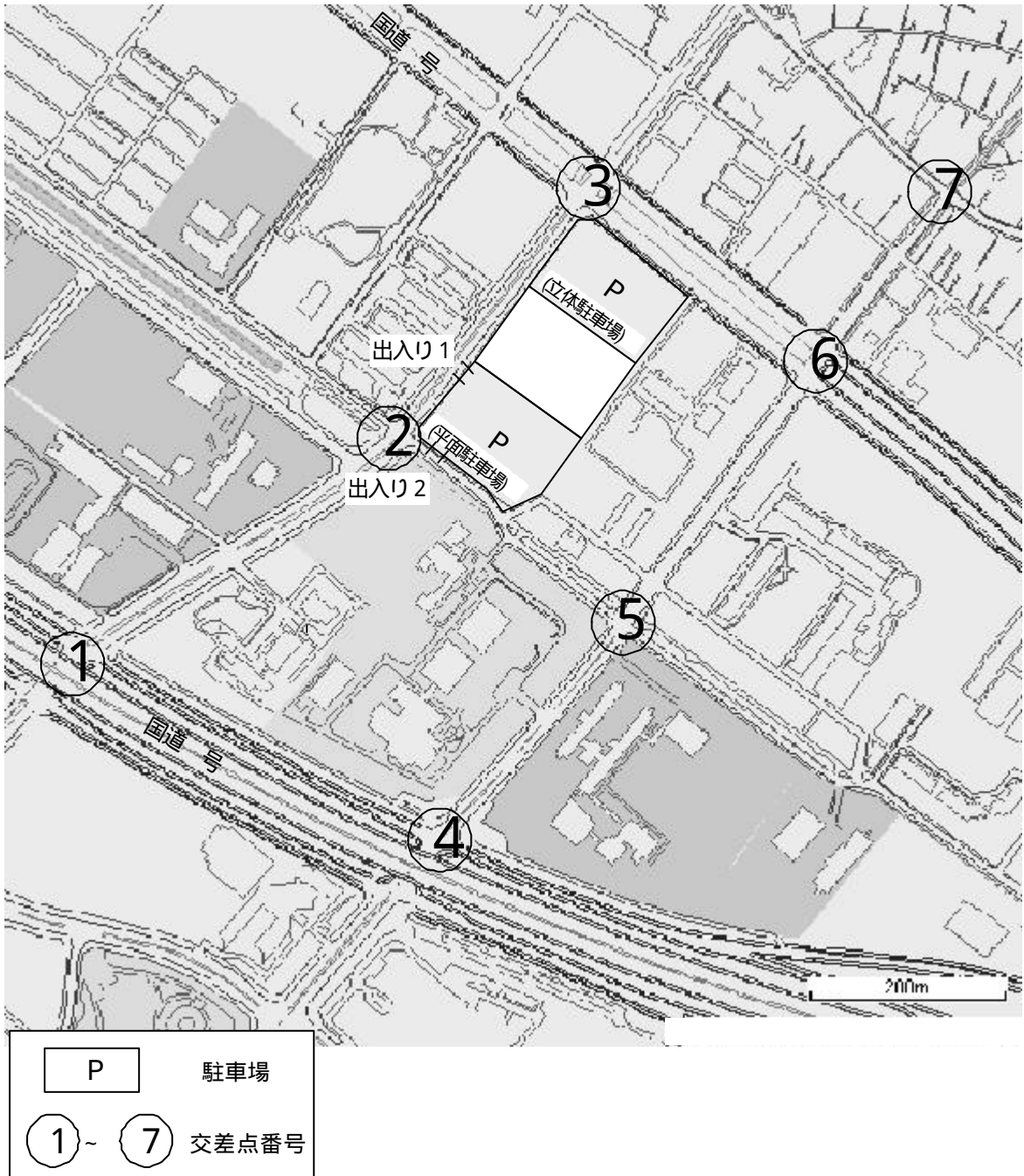
都道府県知事殿

株式会社 代表取締役  
住所 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 3 - 1

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 名称：スーパー 店  
所在地：××県××市 町 2 - 3 - 6
- 2 株式会社 代表取締役  
住所 東京都千代田区霞ヶ関 1 - 3 - 1
- 3 新設日：平成 年 月 日
- 4 店舗面積：18,000 m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数：1,400 台、位置：別紙のとおり
  - (2) 駐輪場の収容台数：800 台、位置：別紙のとおり (省略)
  - (3) 荷さばき施設の面積：250 m<sup>2</sup>、位置：別紙のとおり (省略)
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量：(省略)
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 開店時刻：10:00、閉店時刻：20:00
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯：9:45 ~ 20:15
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数：出入口 2 箇所  
位置：別紙のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯：(省略)



- 添付書類 -

一．登記簿の謄本  
省略

二．主として販売する物品の種類  
省略

三．建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の  
配置を示す図面  
省略

四．必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果  
及びその算出根拠  
＜添付書類：大規模小売店舗立地法施行規則 第四条第一項第四号＞

五．駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果  
等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項  
＜添付書類：大規模小売店舗立地法施行規則 第四条第一項第五号＞

六．来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法  
＜添付書類：大規模小売店舗立地法施行規則 第四条第一項第六号＞

七．荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばき  
を行う時間帯  
省略

八．～十二．  
省略

< 添付書類：大規模小売店舗立地法施行規則 第四条第一項第四号 >

必要な駐車場の収容台数を算出するための  
来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

( 1 ) ピーク時における自動車来台数 824 台

( 2 ) 必要駐車台数 1,387 台

[算出根拠：指針に示す計算式及び原単位等の値に基づき算出]

店舗面積：18,000 m<sup>2</sup>

当該店舗の設置地域（管轄市）人口：88 万人

当該店舗設置地域の用途地域：第 2 種住居地域及び準工業地域

駅からの距離：A 駅 約 650m 、 B 駅 約 800m

A：店舗面積当たり日来店客数原単位 1,000 (人 / 千 m<sup>2</sup>)

B：ピーク率 15.7 %

C：自動車分担率 70 ( % )

D：平均乗車人員 2.4 (人 / 台)

E：平均駐車時間係数 1.683

< 添付書類：大規模小売店舗立地法施行規則 第四条第一項第五号 >

駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の  
予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数  
及び位置を設定するために必要な事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するにあたり、自動車の方向別台数を予測し、当該駐車場形式を踏まえて出入口の数及び位置を検討した。

( 1 ) 当該店舗駐車場概要

- ・ 駐車可能台数：1,400台
- ・ 駐車場形式：立体及び平面自走式駐車場
- ・ 出入口：出入口2箇所（店舗西側 出入口1、店舗南側 出入口2）
- ・ 入庫処理能力：約8秒/台（発券ブース：出入口1 2台、出入口2 1台）
- ・ 駐車待ちスペース（ゲートまでの距離）：出入口1 12m、出入口2 5m

( 2 ) 方向別自動車台数の設定

来客の自動車の方向別台数については、以下の手順に従って算出した。具体的には、来店者の分布範囲における人口分布を考慮し、各出入口の来客の自動車の方向別台数を算定した。

- 1) 来店者の分布範囲の設定
- 2) アクセス経路の設定
- 3) 来店者の分布範囲の分割（ゾーニング）
- 4) ゾーン別世帯数構成比の推計
- 5) 方面別ピーク時自動車来台数の設定
- 6) 方向別自動車台数の設定

1) 来店者の分布範囲の設定

来店者の分布範囲は、当該店舗を中心とする半径 5km とした。

2) アクセス経路の設定

A) 広域アクセス経路

国道 号、国道 号、県道 号の3経路（図参 4 参照）

## B) 周辺アクセス経路

- ・ 広域アクセス経路が国道の場合：広域アクセス経路と同じ
- ・ 県道 号を利用する場合：国道 号

## 3) 来店者の分布範囲の分割（ゾーニング）

図参 - 4 に示すとおりとした。

## 4) ゾーン別世帯数構成比の推計

表参 4 ゾーン別世帯数構成比

	世帯数（構成比）
ゾーン1（北方面）	65,361（36.3%）
ゾーン2（東方面）	64,526（35.8%）
ゾーン3（南方面）	25,934（14.4%）
ゾーン4（西方面）	24,369（13.5%）
計	180,190（100.0%）

## 5) 方面別ピーク時自動車来台数の設定

表参 5 方面別ピーク時自動車来台数

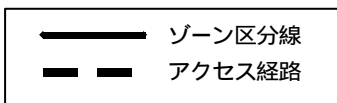
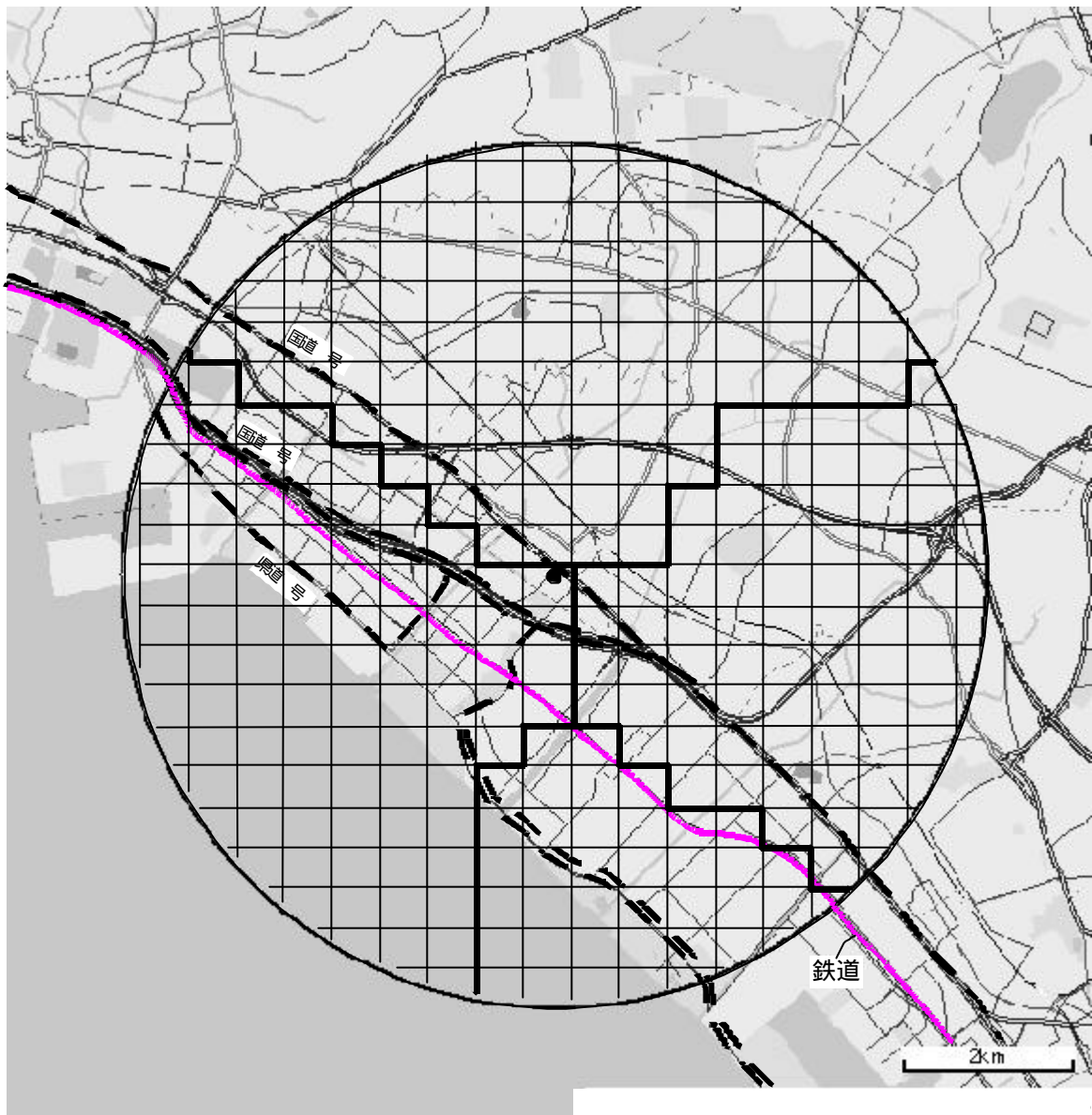
（単位：台）

	来台数	（構成比）
ゾーン1（北方面）	299	（36.3%）
ゾーン2（東方面）	295	（35.8%）
ゾーン3（南方面）	119	（14.4%）
ゾーン4（西方面）	111	（13.5%）
計	824	（100.0%）

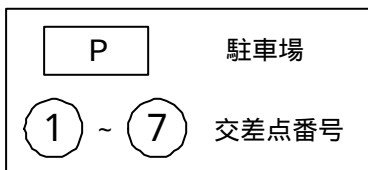
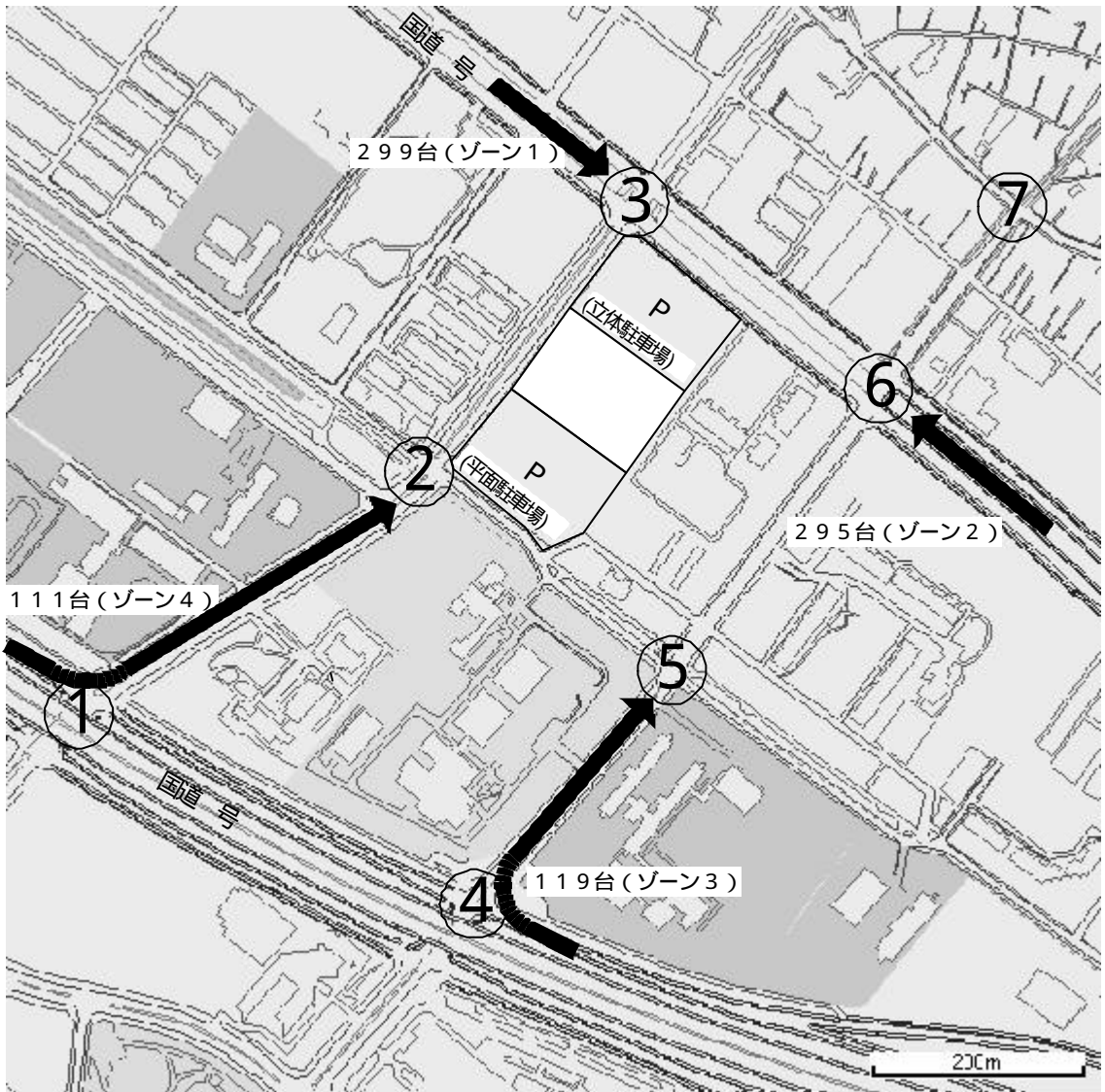
## 6) 方向別自動車台数の設定

図参 - 5 に示すとおり設定した。





図参 4 来店者の分布範囲（半径5km）における幹線道路網（アクセス経路）



図参 5方向別自動車台数

(3) 出入口の入庫台数の検討

予想経路は図参 6 に示す経路と想定し、各出入口への入庫台数を算出すると下表の通りとなった。

表参 6 各出入口の入庫台数

出入口	入庫台数
1	654
2	170
計	824

(4) 出入口の数及び位置の検討

i) 入庫処理能力

入庫処理能力が(3)で算出したピーク時間当たりの入庫台数を上回るため、入庫処理能力に問題はないと考えられる。

表参 7 各出入口の入庫処理能力

	入庫処理能力	入庫台数
出入口1	900台/時間	654
出入口2	450台/時間	170

ii) 出入口の数及び位置

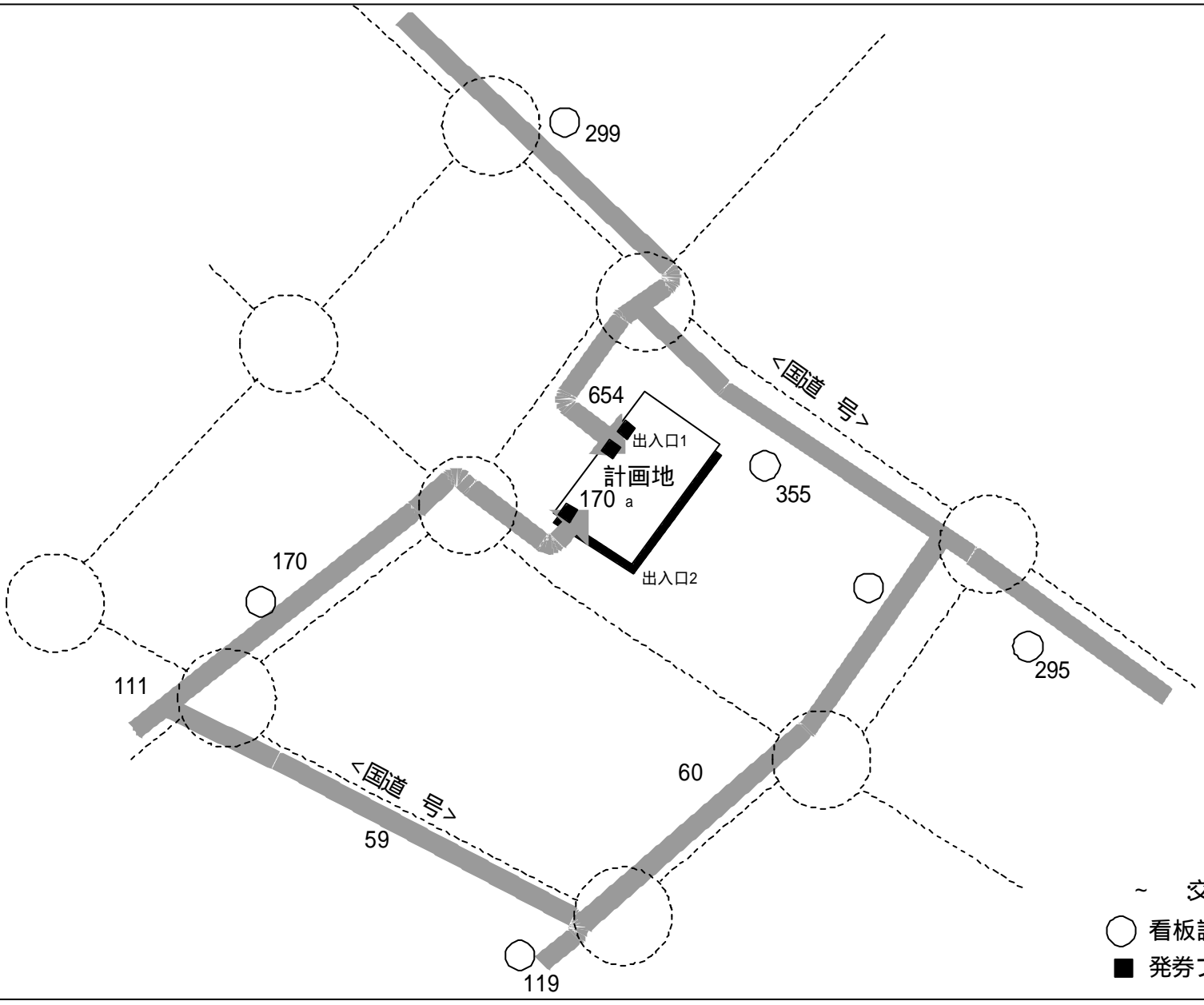
出入口1の全面道路は中央分離帯があり右折入庫できない。また、出入口2については、前面道路の幅員が狭いため、中央分離帯は設置されていないが、現在の経路設定上では右折入庫の必要なく入庫が可能である。したがって、出入口の数及び位置に関しては特に問題ないと考えられる。また、駐車待ちスペースの充足の確認を行った結果は下表の通りであり、各出入口における駐車待ちスペースは充足していると考えられる。

表参 8 各出入口の駐車待ちスペース

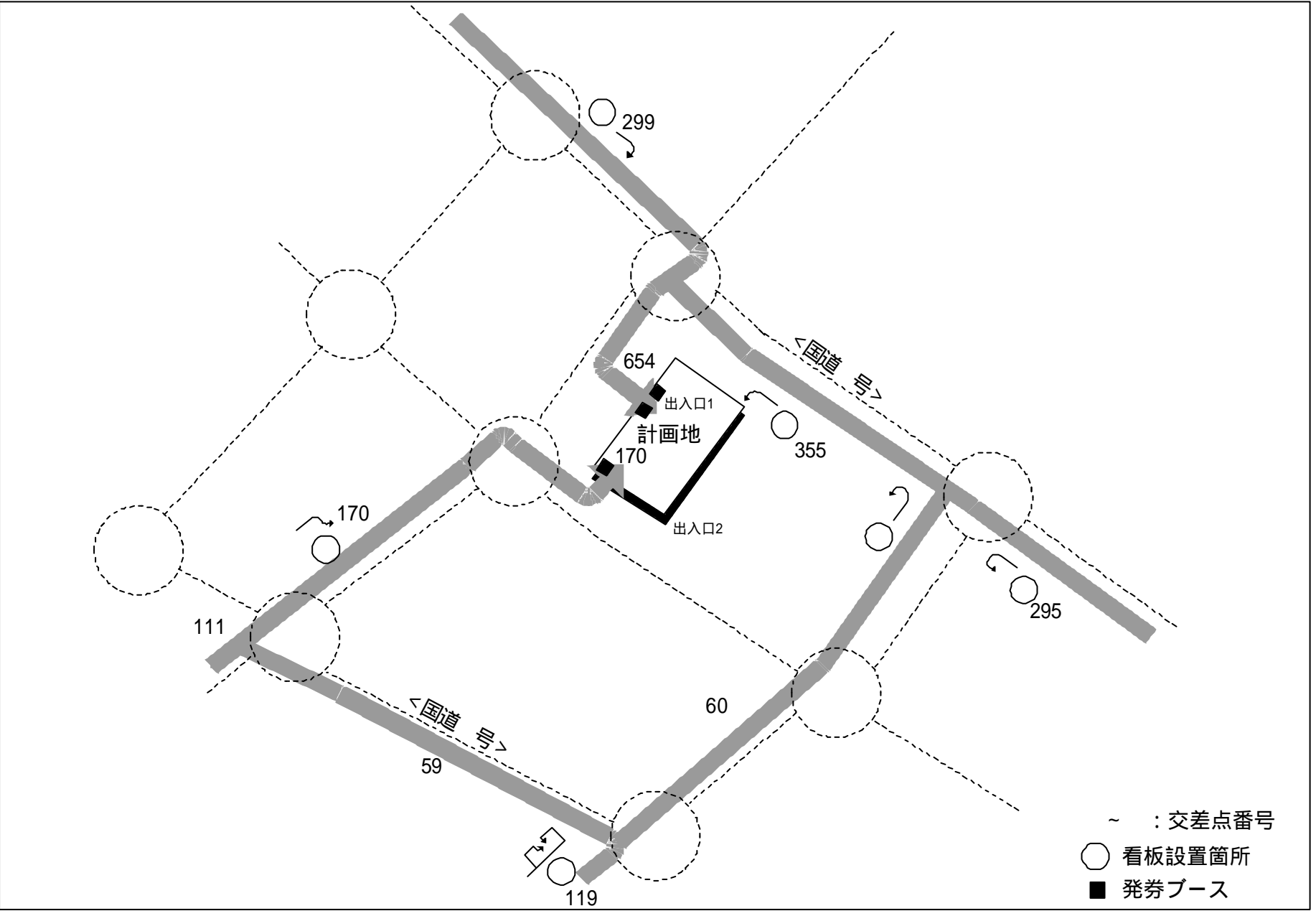
(単位：m)

出入口	計画値	必要駐車待ちスペースの計算結果
1	12	7.3
2	5	-17.8

- ~ 交差点番号
- 看板設置箇所
- 発券ブース



図参 - 6 経路別自動車台数



## 【付記：データの入手先】

(人口及び世帯数データの入手方法について)

### (1) 国勢調査データ

- ・(財)日本統計協会より入手可能
- ・問合せ先： TEL 03-5332-3151 / FAX03-5389-0691  
E-mail [jsatokei@t3.rim.or.jp](mailto:jsatokei@t3.rim.or.jp)

地域メッシュ統計(提供価格：A4判またはB4判ともに、各1枚100円(税込み))

#### メッシュの種類

- ・基準地域メッシュ(1キロメートルメッシュ)
- ・分割地域メッシュ(500メートルメッシュ):人口集中地区のみについて編成

#### ハードコピーの構成(メッシュ統計の1項目)

- ・基準メッシュについては、100メッシュ(国土地理院の2万5千分の1の地形図1枚の地域)について、A4判の用紙に拡大コピーして提供
- ・分割地域メッシュについては、400メッシュ(国土地理院の2万5千分の1の地形図1枚の地域)について、B4判の用紙に拡大コピーして提供

町丁・字等別集計結果(提供価格：A4判1枚100円(税込み))

#### ハードコピーとして提供する表番号とその内容

- ・第4表 年齢(各歳)、男女別人口(外国人-特掲) - 町丁・字等
- ・第6表 世帯の種類<sup>0</sup>(2区分)、世帯人員(10区分)別世帯数及び世帯人員 - 町丁・字等

#### 提供する統計表の用紙サイズと構成

用紙サイズはいずれもA4判。ただし、A4判1枚に収録される最大町丁数は統計表の種類により次の通り。

- ・第4表 1町丁の結果が2ページにわたる。2ページに3町丁の結果が入る
- ・第6表 1ページに20町丁の結果が入る

---

<sup>0</sup> 世帯の種類には、「一般世帯」と「施設等の世帯」があり、「一般世帯」とは、住居と生計を共にしている人の集まり、1戸を構えてすんでいる単身者、間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者をいう。「施設等の世帯」とは、一般世帯を構成する人以外の人、またはその集まりをいう。

## 利用方法

- ・ 所定の申込書に記入して申込（FAX 可） 申込書は取り寄せ

## 注意事項

- ・ メッシュデータを適用する場合、来客の対象範囲によっては、メッシュ区分が大きすぎるため、ゾーニングしづらい場合がある。（特に基準メッシュの場合）
- ・ 町丁・字別データは、国勢調査実施年度のものであるため、現況の町丁・字とは異なる場合があることから、（財）日本統計協会へデータを依頼する際には、できるだけ最新の国勢調査年次の町丁・字等名を用いた方がよい。
- ・ 申込用紙には、用途を記入する欄があるが、「小売店の商圈分析に利用」と記述すればよい。

## （２）住民基本台帳による世帯数・人口データ

- ・ 住民基本台帳を管理する市区町村によって入手方法が異なるため、来客対象範囲となる、各市区町村役場の『住民基本台帳』取り扱い担当部（または係）へ、直接、町丁別世帯数（もしくは人口）の入手方法を尋ねる。
- ・ 入手方法は、「コピーの上郵送してくれる場合」、「役場までコピーしに行く必要がある場合」等がある。
- ・ 住民基本台帳は毎月更新されるため、いつの時点のデータが必要かを明確にする必要がある。

## 町丁別世帯数（または人口）データ入手先の違いによるメリット・デメリット

	国勢調査		住民基本台帳 (町丁・字別)
	メッシュデータ	町丁・字別	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広範な地域を対象とする場合には、データの申込や集計が容易である</li> <li>・ 全国の町丁・字別データを一度に入手できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国の町丁・字別データを一度に入手できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月更新されるため、最新のデータが得られる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来客対象範囲が狭い場合には、メッシュ数が少なく、ゾーニングにはあまり適していない</li> <li>・ 各年調査ではないため、調査時点の世帯数（人口）ではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来客対象範囲が広範である場合には、町丁・字名を抽出する作業が繁雑になる</li> <li>・ 各年調査ではないため、調査時点の世帯数（人口）ではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来客対象範囲が広範である場合には、町丁・字名を抽出する作業が繁雑になる</li> <li>・ 来客対象範囲が複数の市区町村にまたがっている場合には、それぞれの役場から入手する必要がある</li> </ul>